

環境報告書

2009

武蔵野クリーンセンター

目次

	ページ
私たちの取り組み	1
第1章 事業概要	
1 武蔵野クリーンセンターの概要	2
2 工場概略図	3
(1) 焼却施設概略図	
(2) 不燃・粗大ごみ処理施設概略図	
3 私たちの組織	6
第2章 私たちの環境配慮への取り組み	
1 環境方針	7
2 環境負荷	8
3 環境対策	15
4 熱の利用	21
5 焼却灰、金属の有効利用	21
6 地球温暖化対策への取り組み	21
7 環境負荷を減らす取り組み	22
8 環境活動	22
第3章 コミュニケーション	
1 環境情報の公開	23
2 寄せられた意見、要望	23
3 施設見学等	24
4 社会活動	24
5 事業のあゆみ	25
・ 資料	27
・ 案内図、問い合わせ先	33

私たちの取り組み

武蔵野クリーンセンターは、昭和59年10月より稼動を開始し、市内で発生する可燃ごみ、不燃・粗大ごみと有害ごみの処理を行っています。この施設が稼動するまでは、三鷹市との共同処理を行っていました。しかし、共同処理施設のあった三鷹市新川周辺住民の方々による武蔵野市のごみ搬入阻止行動を発端に、武蔵野市内にごみ処理施設建設に向け、様々な市民委員会の議論を経て、武蔵野クリーンセンター周辺住民の方々の理解と協力のもとに建設することができ、25年間の操業を続けてまいりました。日頃より、武蔵野クリーンセンター周辺住民の方々には、操業についてご理解とご協力に感謝申し上げます。

武蔵野クリーンセンターは、これまで安全、安定稼動に努め、また、法で定められた基準より厳しい協定基準値、各種基準値を遵守し、周辺環境などに配慮し、操業をしております。

平成10年から12年にかけて、ダイオキシン類削減対策工事を実施し、ダイオキシン類の削減に効果を挙げています。また、地球温暖化対策として平成17年度より5ヵ年計画で設備改修を実施し、平成14～16年度の二酸化炭素の平均排出量を基準とした場合、平成20年度は680tの排出削減をしました。さらにごみ焼却により発生する廃熱を「市庁舎」や「総合体育館」に供給し、冷暖房に有効利用しています。また「市営プール」や「市立第四中学校の温水プール」の熱源としても利用しています。ほかに敷地内の緑化の保全にも努めています。

これからも地域の良好な環境を維持し、環境負荷の低減を図り、環境にやさしい施設運営に取り組んでまいります。



平成21年10月
武蔵野クリーンセンター所長
木村 浩

市長（写真中）に運転状況を説明する責任者写真（写真右）

報告する期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

準拠したガイドライン

「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン 2005年度版」 東京都環境局

第1章 事業概要

1 武蔵野クリーンセンターの概要

所在地：東京都武蔵野市緑町3丁目1番5号

敷地面積：17,000 m²

焼却施設

処理能力：195 t / 24 h (65 t × 3 基)

炉形式：全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)

建物：鉄筋コンクリート造り地上4階地下2階

建築面積 3,297.8 m² (計量棟等付属棟含む)

煙突：角形鉄筋コンクリート外筒形

内筒3本鋼製集合式 高さ59m

工期：昭和57年1月～昭和59年3月

稼働：昭和59年10月～

不燃・粗大ごみ処理施設

処理能力：50 t / 5 h 1 基

回転せん断衝撃式横型破砕機

建物：鉄筋コンクリート造り地上3階地下1階

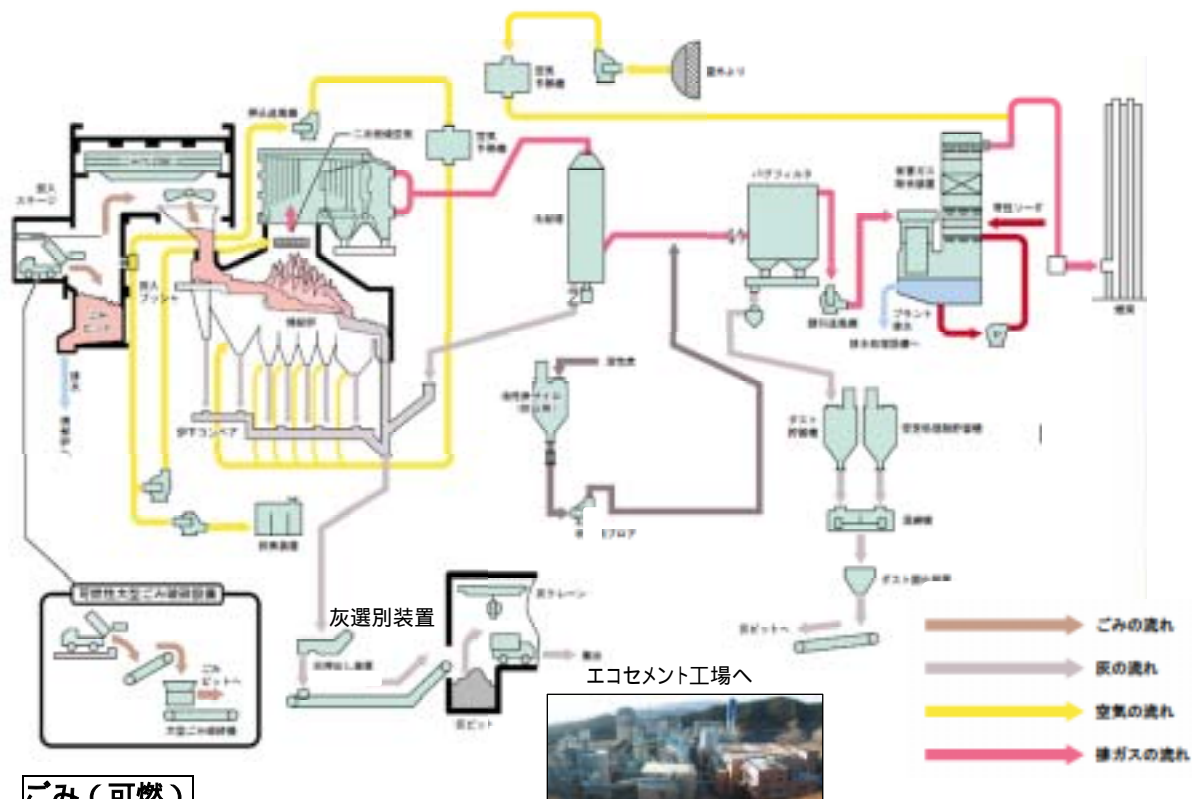
建物面積 1,363.5 m²

工期：昭和57年6月～昭和59年3月

稼働：昭和59年10月～

2 工場概略図

(1) 焼却施設概略図



ごみ(可燃)

ごみ収集車で搬入されたごみは、計量後、ごみピットへ投入。
 ごみピットに貯留されたごみは、クレーンで焼却炉へ投入。
 焼却炉内に入ったごみは、850 ~ 1,000 の高温で完全に焼却しダイオキシン類の発生を抑制。

灰

焼却炉で燃やしたごみは重さで約 10 分の 1、体積で約 30 分の 1 の灰になり、中に含まれるエコセメント原料不適物(金属等)を取り除くため選別装置でふるいにかけた後、灰ピットに搬送。
 バグフィルタ(ろ過式集じん器)で除去したばいじんやちりも重金属が漏れ出さないよう薬剤で固めて灰ピットに搬送。
 集められた灰は、天蓋付コンテナ車でエコセメント工場に搬入。

空気

可燃ごみピットの空気を燃焼空気として利用し、臭気を外部に漏れにくくするとともに、臭気成分を焼却により分解。また、ピット内には消臭剤を噴霧。
 焼却炉が休止しているときは、脱臭装置を働かせ、活性炭により臭気を吸着。
 外気を取り入れ蒸気により加熱して煙突に送り、白煙(水蒸気による)の発生を防止。

排ガス

焼却により発生した高温の排ガスは、廃熱ボイラとガス冷却塔で減温しダイオキシンの再合成を抑制。

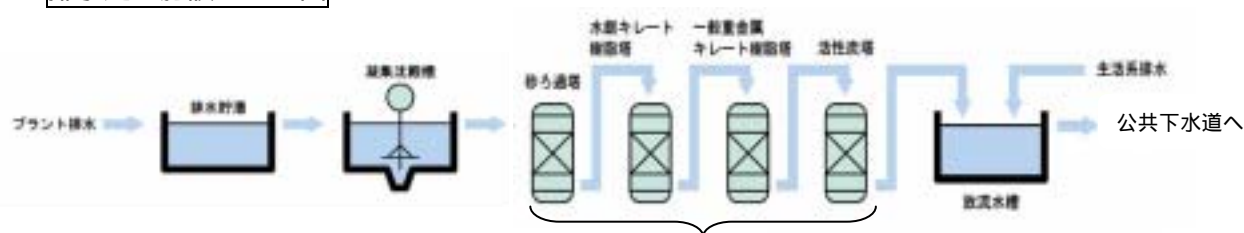
排ガス中のダイオキシン類は、活性炭を噴霧し吸着した後、集じん除去。

排ガスに含まれるちりやばいじんは、バグフィルタで集じん除去。

有害ガス除去装置で、排ガスを薬品（苛性ソーダ）で洗浄することで塩化水素や硫酸化合物を除去。

ばいじんと有害ガスを除去したクリーンな排ガスを煙突から排出。

排水処理施設フロー図



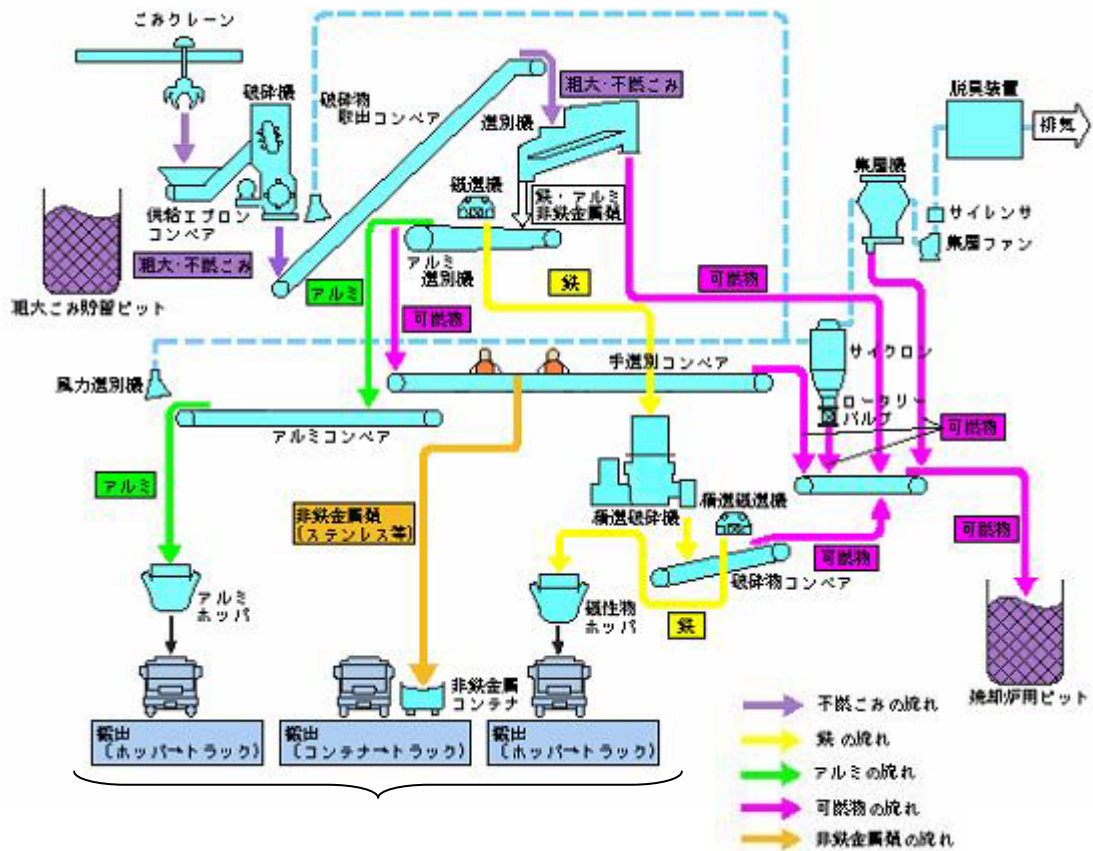
排水

排ガスを洗浄した排水は、まず凝集沈殿処理。

次いで砂ろ過、キレート樹脂による水銀・重金属除去、さらに活性炭吸着を行い、有害物質等を取り除いたのち、公共下水道に放流。

*キレート樹脂とは、蟹のはさみのような形で重金属を捕捉する化学結合機能をもった重金属処理剤です。

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設概略図

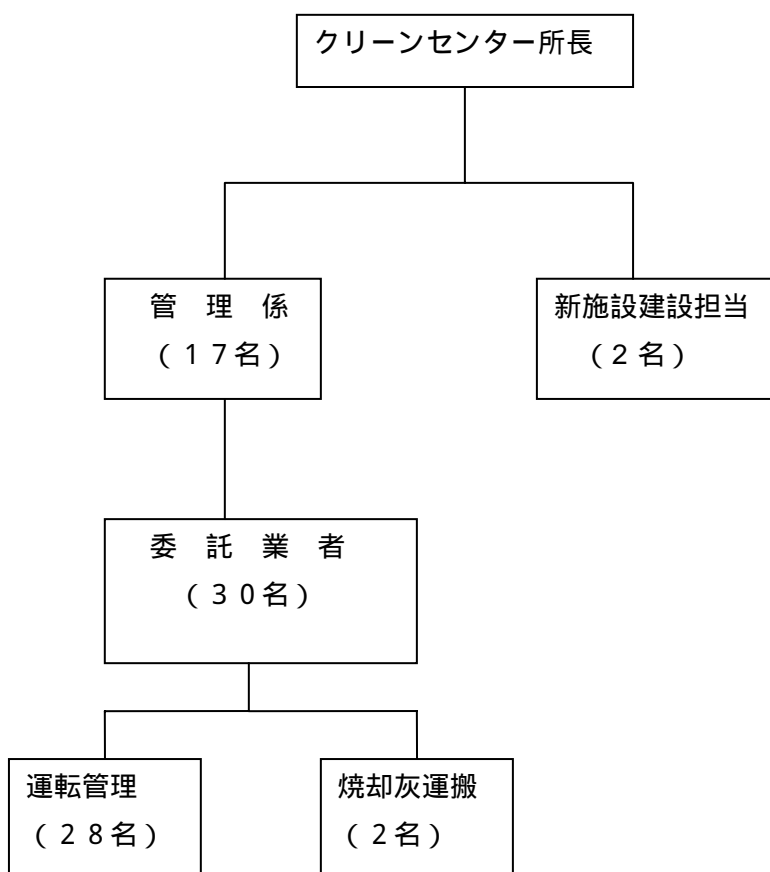


ごみ(不燃・粗大)

搬入されたごみは、いったんピットに貯留して、一定量ずつ大型破砕機でこまかく破砕。
 砕かれたごみは、第一段階の選別機で可燃物と金属類などに選別。
 砕かれ選別されたごみは、磁力選別機で鉄、アルミ選別機でアルミを回収。
 次に作業員による手選別を行い、機械で取りきれなかった鉄・アルミのほか、ステンレスなどの非鉄金属を回収。
 資源物としての純度を向上させるため、選別された鉄は、さらに精選破砕機・精選磁選機にかけ、不純物を除去。
 回収した金属類はそれぞれの専門業者を通じて再利用。
 資源物を回収した残りのごみは、可燃ごみピットへ運ばれ、燃やすごみとともに焼却。

3 私たちの組織

武蔵野クリーンセンターは、焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の運転管理、維持管理等に関する業務を市職員及び民間委託業者で行っています。焼却施設の運転管理については、4班体制の交代勤務で土曜日、日曜日昼夜運転での設備機器の監視や点検等にあっています。



第2章 私たちの環境配慮への取り組み

1 環境方針

【基本理念】

私たちが受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくことが我々の責務と考えています。武蔵野クリーンセンターは、市民生活に欠かせないごみ処理を行いながら、地球環境を保全し、環境負荷の少ない循環型社会を目指していきます。

市街地で操業する施設として、地域環境に配慮し、かつ安全を最優先とし、安全で安定的な施設運営を努めていきます。

【活動方針】

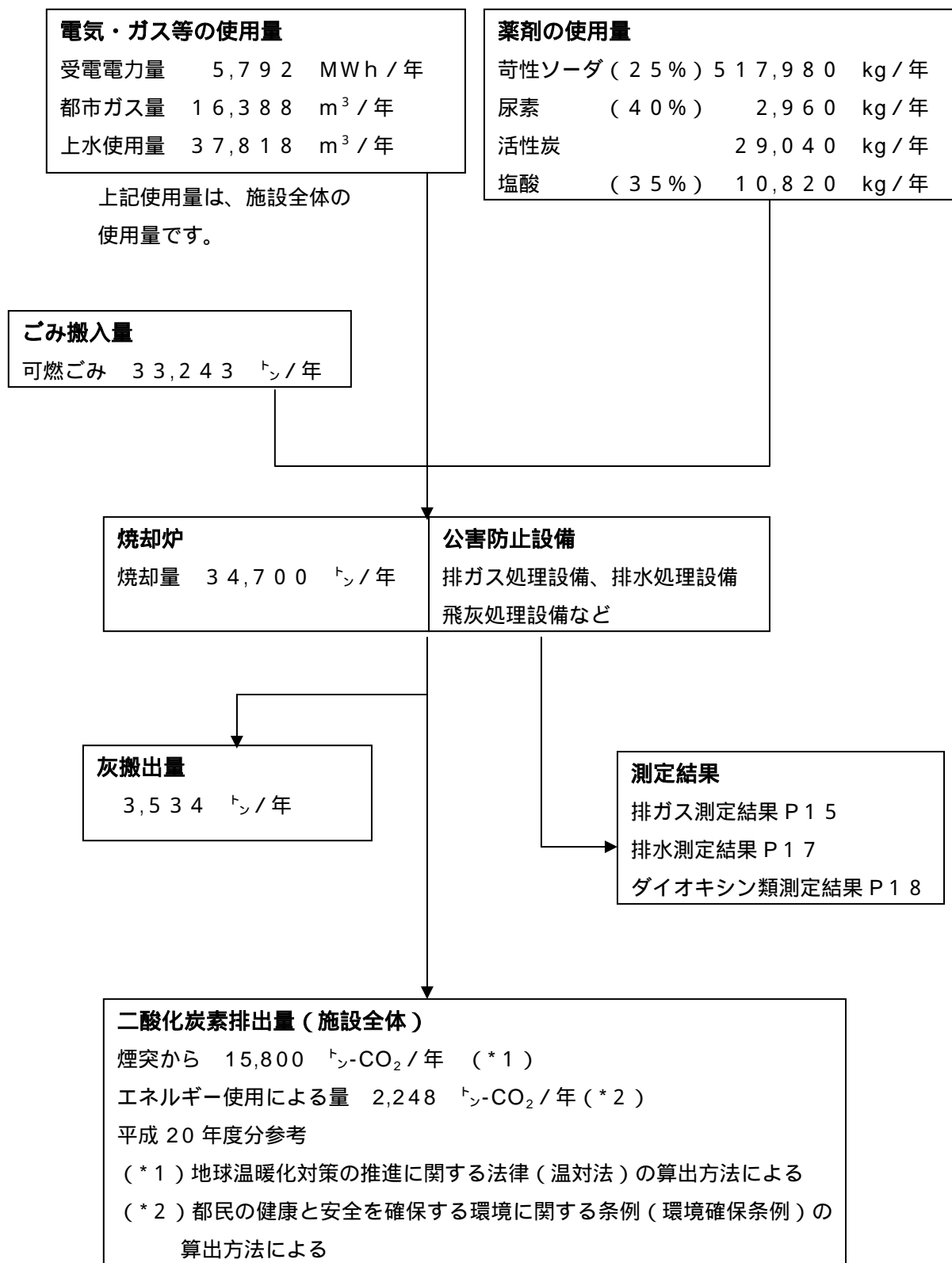
- 1 「武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書」及び環境に関する法令等を順守します。
- 2 武蔵野クリーンセンター操業に際しては、環境負荷の低減及び環境汚染の予防に努めます。また環境管理活動の見直しを定期的に行い、継続的改善に努めます。
- 3 ごみ焼却により生じる熱エネルギーの有効利用と不燃・粗大ごみ処理で回収された金属類を資源として有効利用をし、操業に際して省資源、省エネルギーを推進します。
- 4 施設の公開及び環境情報の提供をすることにより、環境保全の意識の高揚に貢献し、良好な環境の確保に努めます。

* 武蔵野市では、平成12年3月に武蔵野クリーンセンターを含む市の組織全体で環境管理の国際標準規格であるISO14001の認証を取得しており、武蔵野市環境マネジメントシステムにより環境方針、環境目標を定め、環境負荷の低減と法規制値などの順守に努めています。

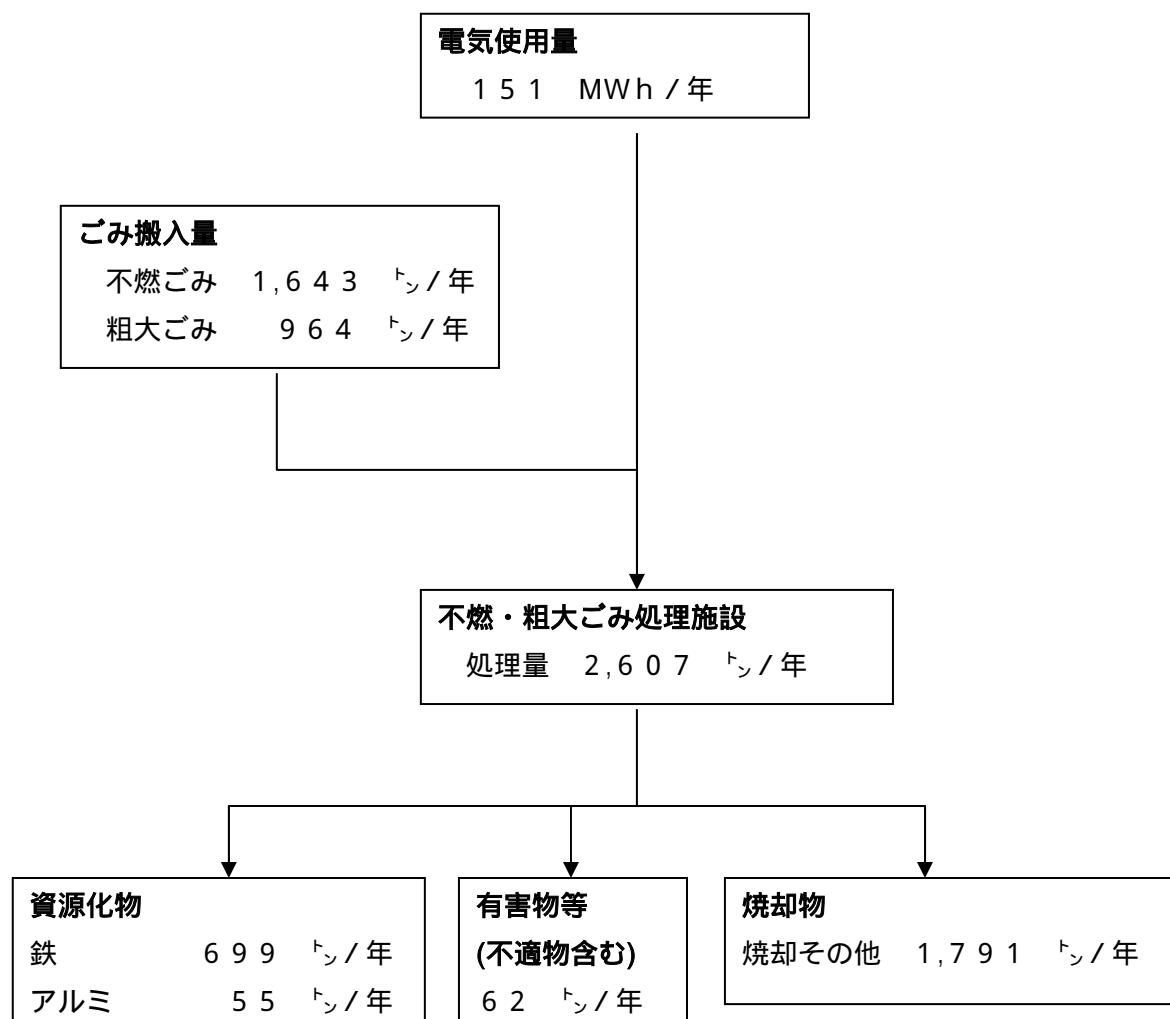
この武蔵野市環境マネジメントシステムの環境方針を基に、武蔵野クリーンセンターの施設運営における、より具体的な基本理念、活動方針を定め、より一層の環境負荷の低減に努めていきます。

2 環境負荷

(1) 平成20年度の物質収支(焼却施設)



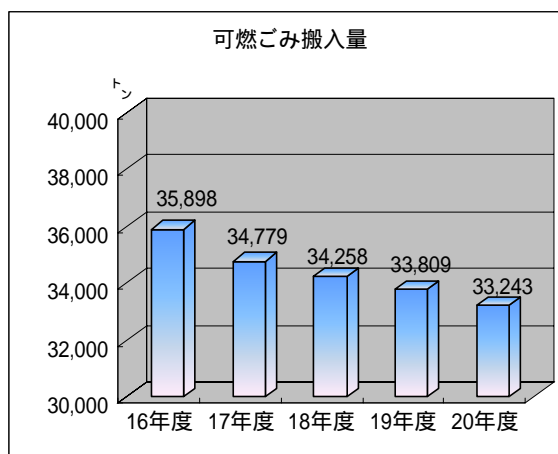
(2) 平成 2 0 年度物質収支 (不燃・粗大ごみ処理施設)



(3) 平成16年度から20年度の推移(焼却施設)

可燃ごみ搬入量

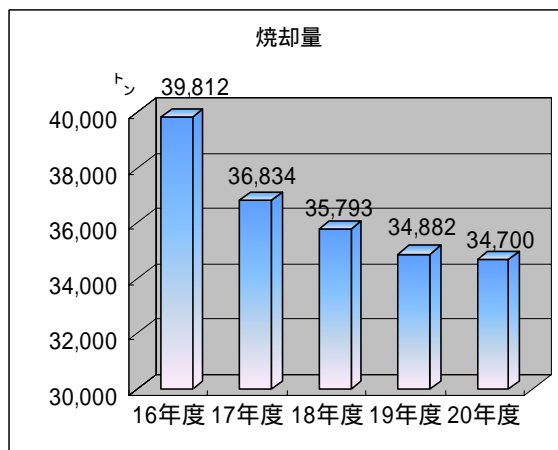
16年度は35,898tのごみを受け入れていましたが、市民の方々のごみ減量の取り組みにより、毎年減少しています。



焼却量

搬入された可燃ごみと不燃・粗大ごみ処理施設で選別された可燃ごみの合計が焼却量となります。

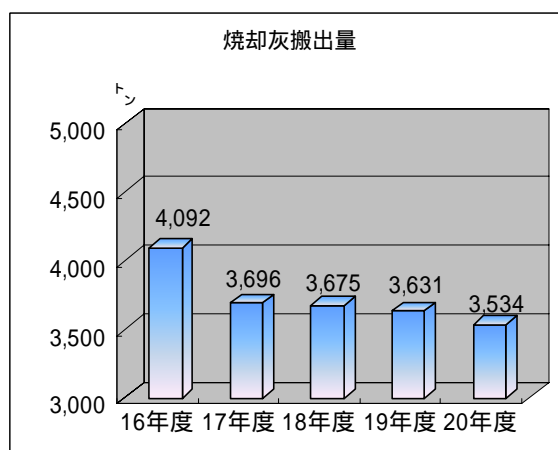
ごみ減量の取り組みにより、毎年減少しています。



焼却灰搬出量

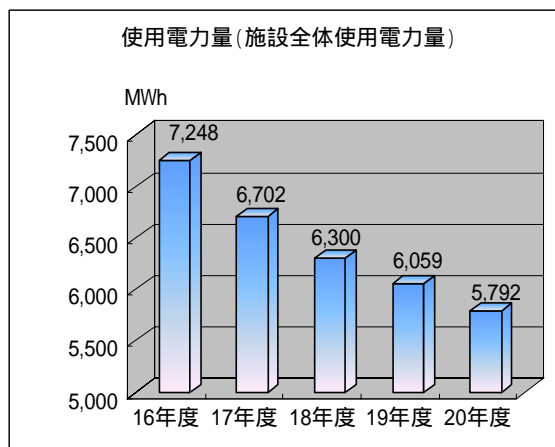
焼却炉で燃やしたごみは、重さで約10分の1の焼却灰になります。焼却灰は、日の出町にあるエコセメント工場に運ばれ、エコセメントの原料になり、土木建築材として利用しています。

ごみ焼却量の減少により、毎年減少しています。



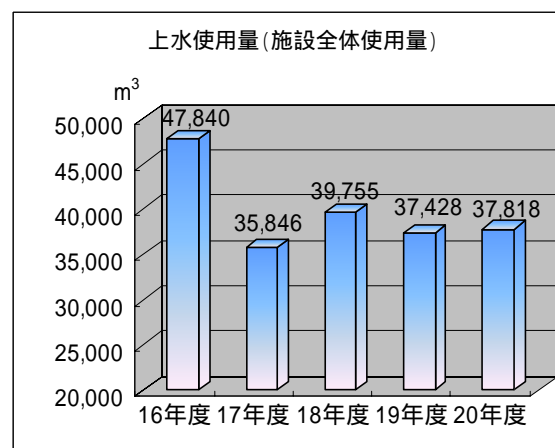
使用電力量（施設全体使用電力量）

施設全体の使用電力量の推移です。
高効率機器への更新や焼却炉の運転効率改善などごみ量の減少により、毎年減少しています。



上水使用量（施設全体使用量）

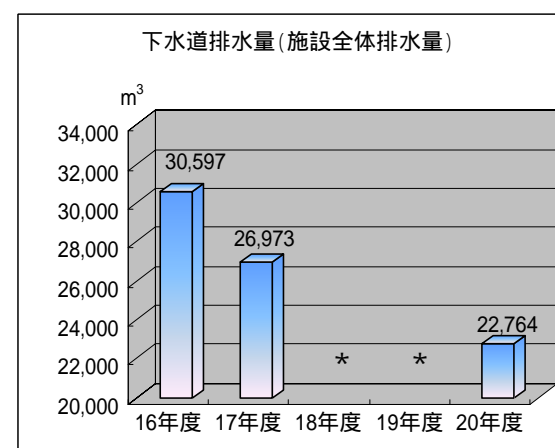
施設全体の上水使用量の推移です。
17年度以降、毎年4万ト以下で推移しています。



下水道排水量（施設全体排水量）

ごみ焼却に伴い、発生する汚水は、汚染物質を適正に処理し、下水道に排水しています。ごみ処理量の減少により、排水量も減少しています。

* 18、19年度の放流量については、メーターの故障により、正確な積算することができませんでしたので表示していません。

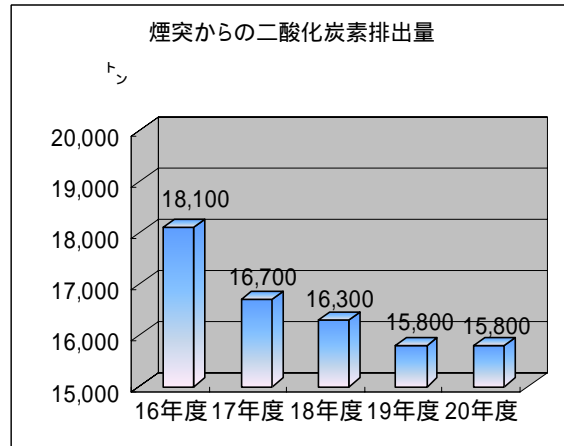


煙突からの二酸化炭素排出量

ごみ焼却に伴う二酸化炭素排出量は資源にならないプラスチック類と合成繊維の焼却量から算出します。

ごみの減少により二酸化炭素排出量も減少します。

平成 18 年度に改正された温対法の算出方法による

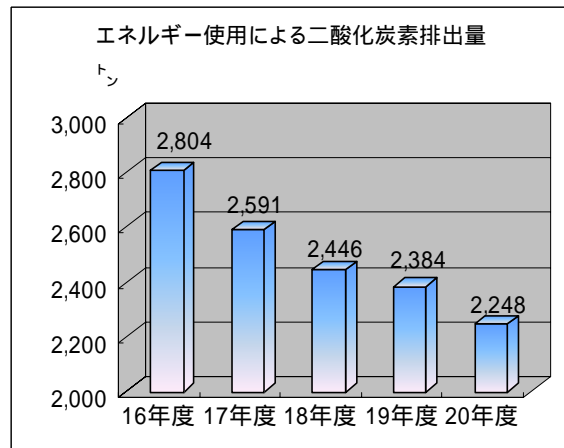


エネルギー使用による二酸化炭素排出量

電気、ガス、上下水道の使用による二酸化炭素排出量です。それぞれの使用量に排出係数を掛けて算出します。

エネルギー使用量の減少に伴って排出量も減少しています。(平成 14 ~ 16 年度の平均排出量は 2,928 トン)

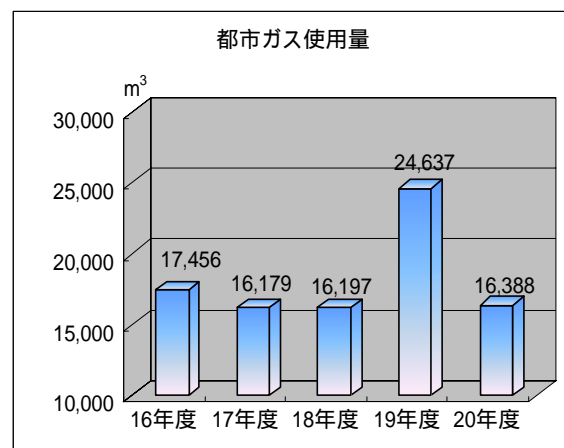
平成 16 年度に改正された環境確保条例の算出方法による



都市ガス使用量

都市ガスは、主に焼却炉の立ち上げ時(ごみに着火時)使用されます。

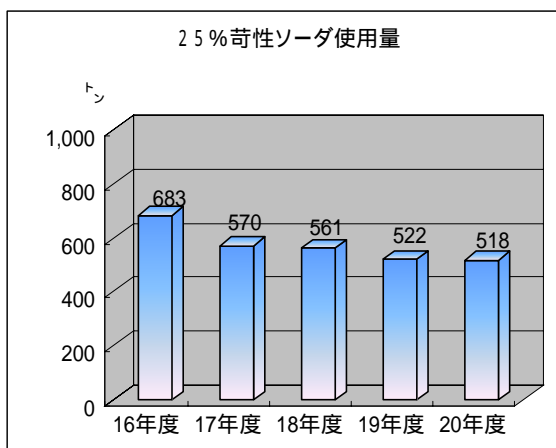
19 年度は、焼却炉内の耐火物改修に伴い、乾燥炊きを実施したため、使用量が増加しています。



25%苛性ソーダ使用量

苛性ソーダは主に有害ガス除去装置で塩化水素やいおう酸化物の除去に使用しています。

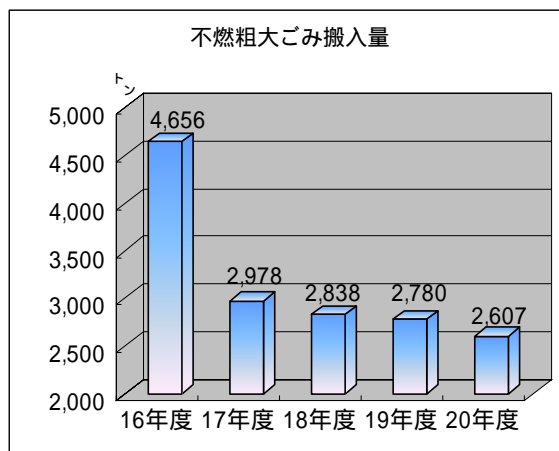
ごみ減量の取り組みにより毎年減少しています。



(4) 平成16年度から20年度の推移(不燃・粗大ごみ処理施設)

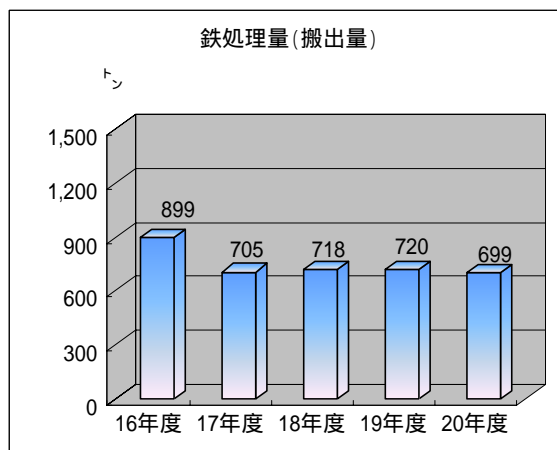
不燃粗大ごみ搬入量

16年度の4,656tのごみを受け入れていましたが、16年8月の分別区分の変更により、17年度からは大きく減少しています。その後の市民の皆さんのごみ減量やリサイクルの取り組みにより、毎年減少しています。



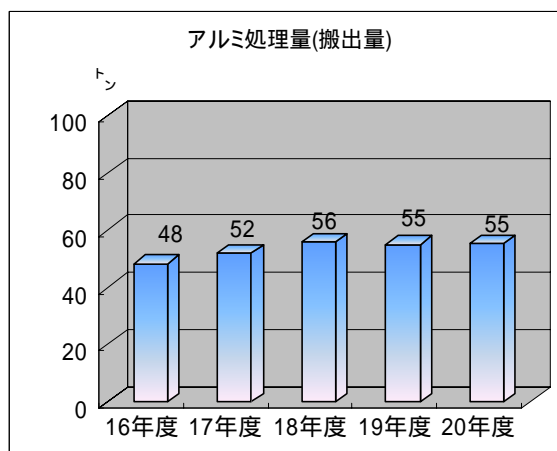
鉄処理量(搬出量)

不燃・粗大ごみ処理施設で搬出される鉄の量は、17年度以降は、700t前後を推移しています。



アルミ処理量(搬出量)

不燃・粗大ごみ処理施設で搬出されるアルミの搬出量は、50t前後を推移しています。



3 環境対策

(1) 平成16年度から平成20年度の排ガス測定結果の推移

排ガスに含まれるちりやばいじんは、バグフィルタで取り除き、有害ガス除去装置で排ガスを薬品（苛性ソーダ）で洗浄し、塩化水素やいおう酸化物を除去しています。

* 協定基準値とは、武蔵野クリーンセンター操業に関する協定の基準値です。



有害ガス除去装置（急冷洗浄部）

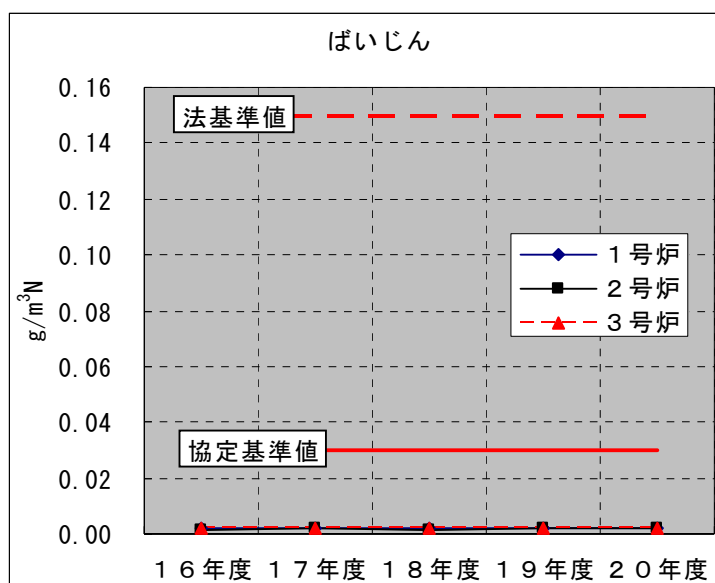
ばいじん

ごみ焼却時に発生する微小なすすなどで粒子状物質です。ろ過式集塵機（バグフィルタ）で除去しています。

協定基準値を下回っています。

法基準値 : 0.15 g/m³N 以下

協定基準値 : 0.03 g/m³N 以下



いおう酸化物

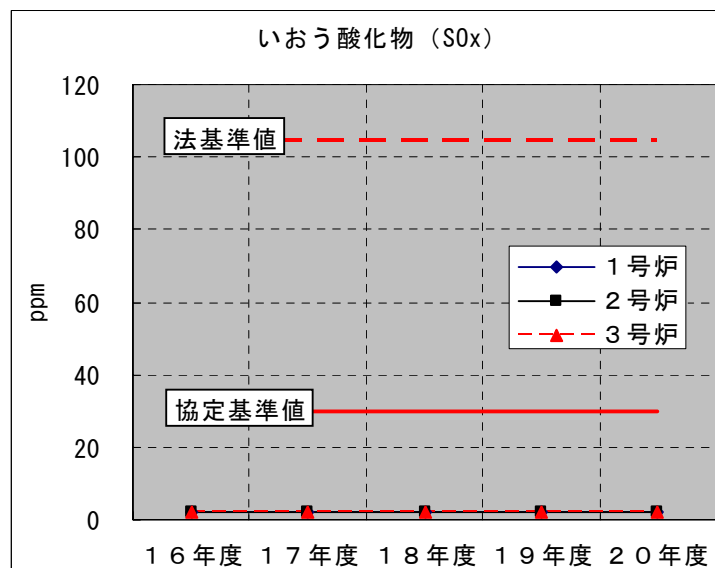
ごみに含まれるいおう分が燃焼により酸化し発生します。酸性雨の原因となります。

協定基準値を下回っています。

法基準値 : 約 105 ppm

(K=1.17)

協定基準値 : 30 ppm 以下

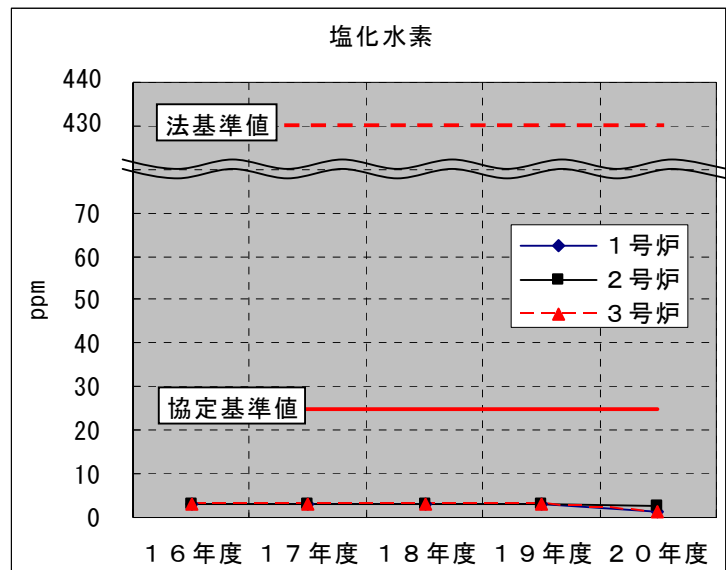


塩化水素

塩化物を含むごみを焼却すると塩化水素が発生します。有害ガス除去装置で苛性ソーダで中和除去しています。

協定基準値を下回っています。

法基準値 : 430 ppm 以下
協定基準値 : 25 ppm 以下

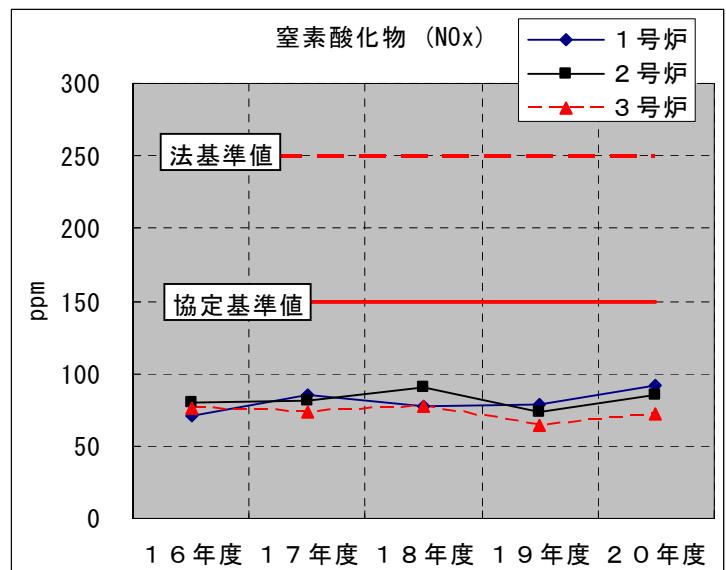


窒素酸化物

ごみや空気中に含まれる窒素が燃焼により酸化し発生します。光化学スモッグの原因物質のひとつです。

協定基準値を下回っています。

法基準値 : 250 ppm 以下
協定基準値 : 150 ppm 以下



(2) 平成16年度から平成20年度の排水測定結果の推移



キレート樹脂塔

* キレート樹脂は4ページの説明参照

水素イオン濃度(pH)

pHは、水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標です。7が中性でそれより大きいときは、アルカリ性、小さいときは酸性となります。

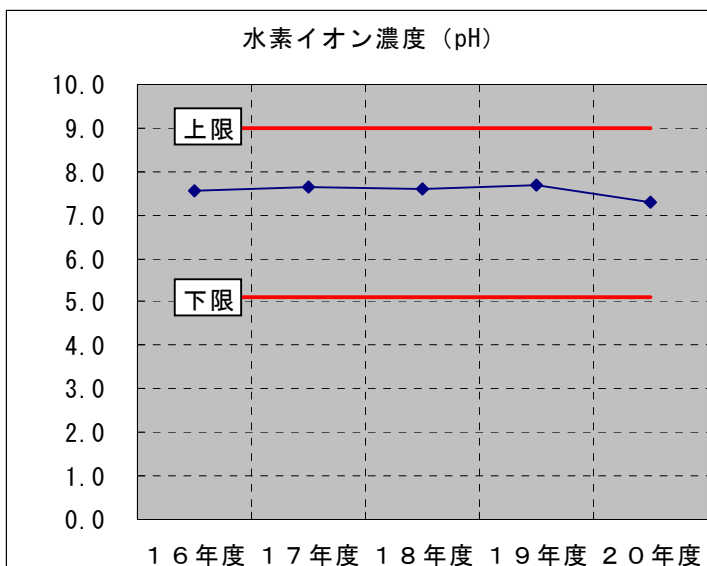
基準値内を推移しています。

法基準値

5 を越え 9 未満

協定基準値

5.1 以上 9 未満



生物化学的酸素要求量(BOD)

水の有機物による汚れを表す指標です。水中の有機物が微生物により、分解されるときに消費される酸素の量のことをいいます。

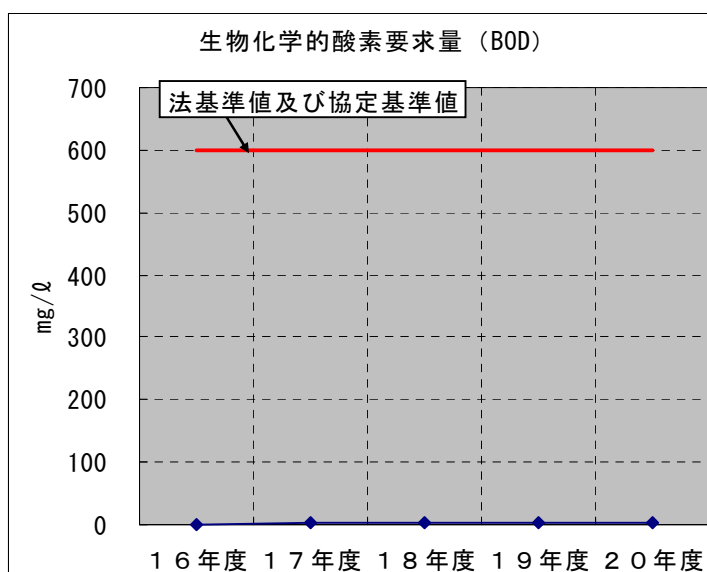
基準値より、はるかに低い数値となっています。

法基準値

600 mg/ℓ 未満

協定基準値

600 mg/ℓ 未満



浮遊物質(SS)

水中に浮遊している粒子状物質の量です。浮遊物質が多いと透明度が悪くなります。

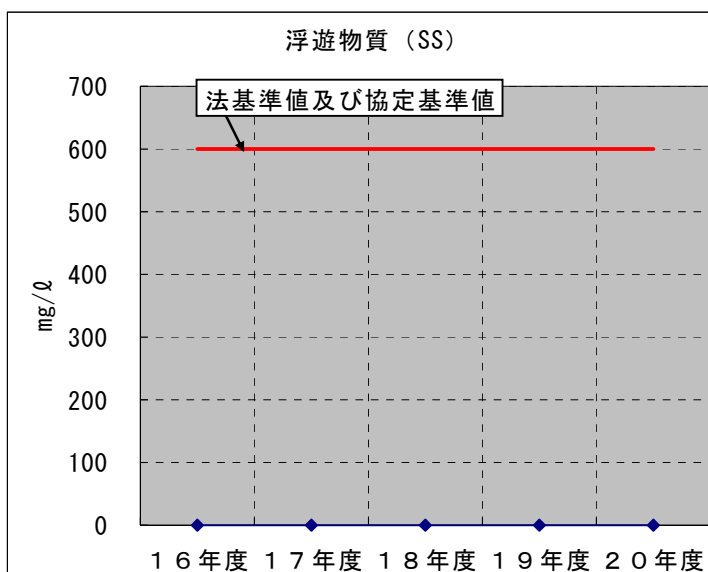
大変低い値で推移しています。

法基準値

600 mg/ℓ 未満

協定基準値

600 mg/ℓ 未満



(3) ダイオキシン類測定結果の推移

ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーポリ塩化ビフェニル(CO-PCB)を含めたものの総称です。

TEQとは、最も毒性が強い2,3,7,8-TeCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した毒性等価係数(TEF)を用いて、ダイオキシン類の毒性を足し合わせた値です。

単位について、ng(ナノグラム)は10億分の1グラムのことです。pg(ピコグラム)は1兆分の1グラムのことです。

排ガス

850以上で燃焼し、ダイオキシン類発生を抑制し、さらに排ガス中に活性炭を噴霧し、バグフィルタで集じん除去されます。

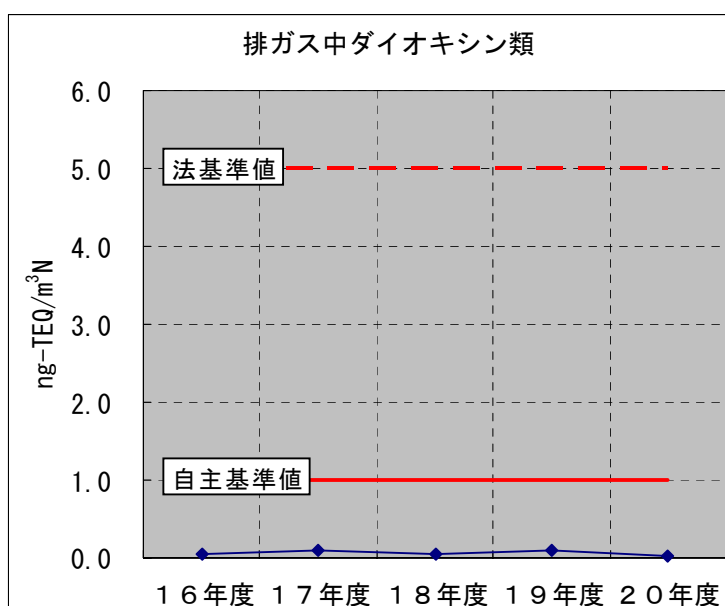
自主基準値と比較して低い値を推移しています。

法基準値

5 ng-TEQ/m³N 以下

自主基準値

1 ng-TEQ/m³N 以下



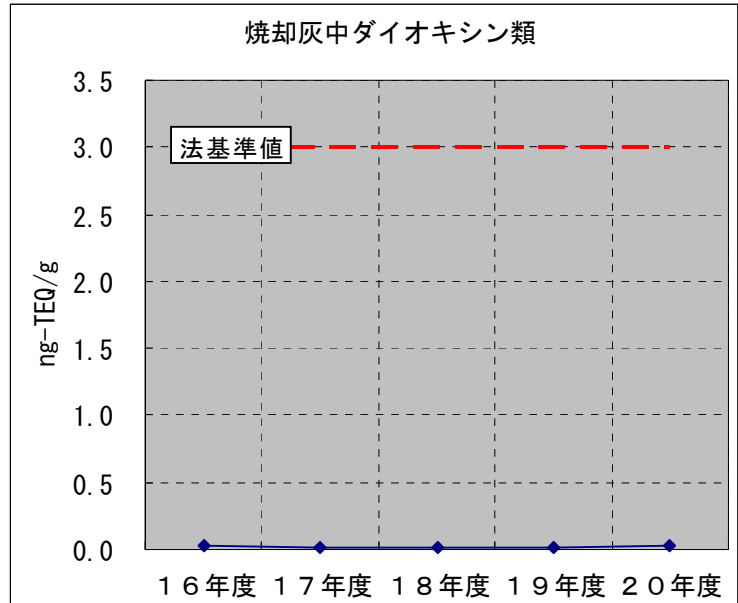
焼却灰

燃焼によって生成されたダイオキシン類の一部は灰に入ります。

法基準値を十分に下回っています。

法基準値

3 ng-TEQ/g 以下



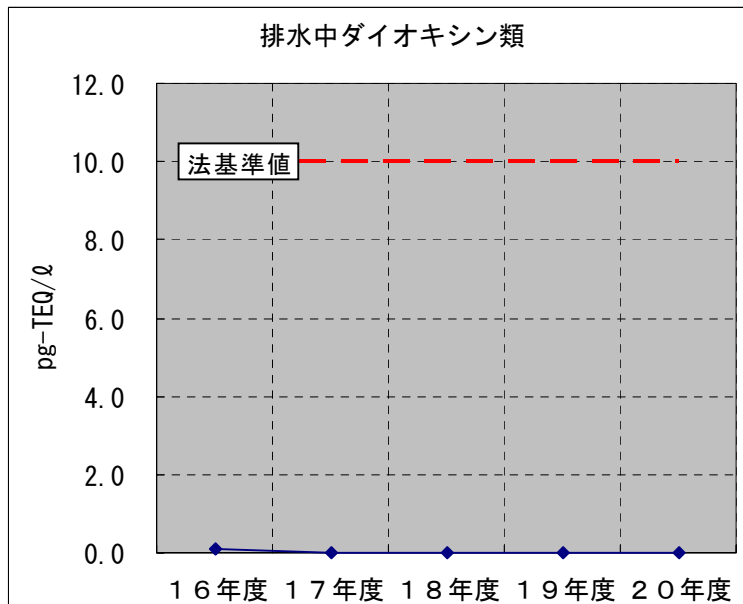
排水中ダイオキシン類

排ガス中のダイオキシン類の一部は排ガスを洗浄している有害ガス除去装置から排水に入ります。

法基準値を十分に下回っています。

法基準値

10 pg-TEQ/l 以下

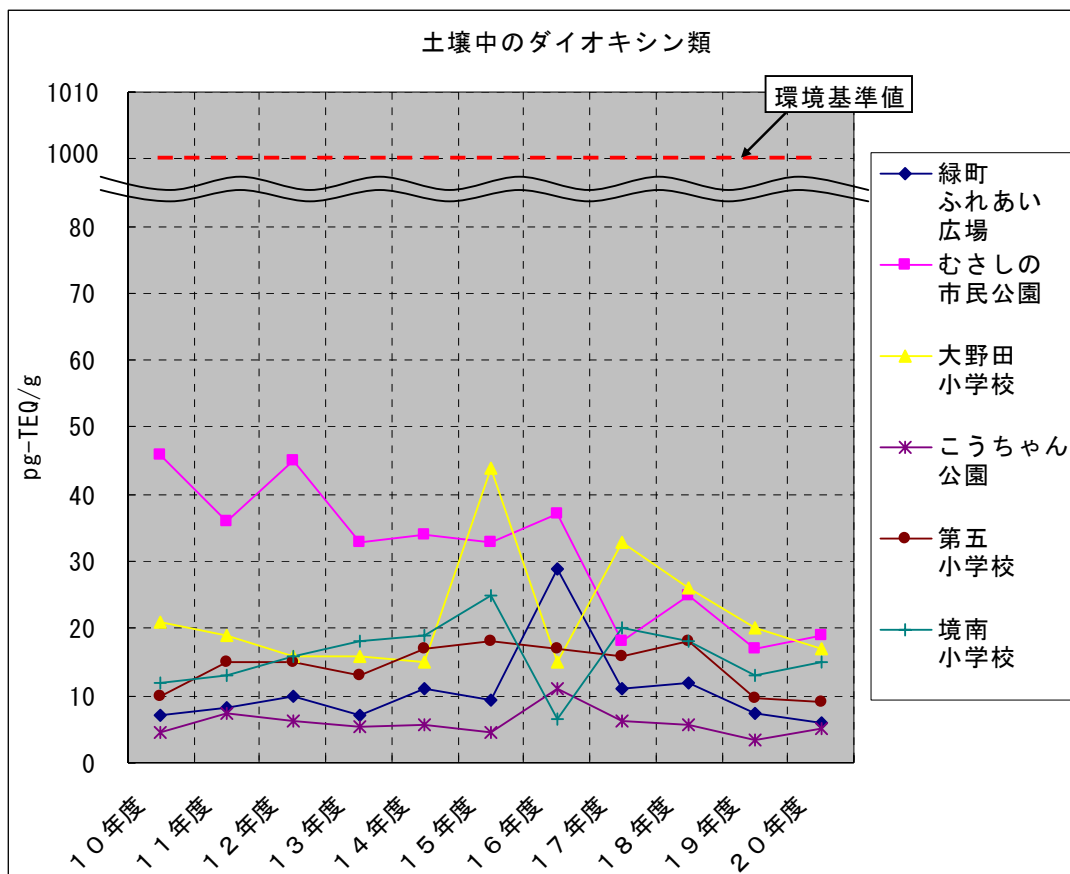


土壌中のダイオキシン類

平成 10 年より、周辺の緑町ふれあい広場など 5 箇所と境南小学校で土壌中ダイオキシン類の測定を継続しております。基準値を大きく下回った値となっています。

環境基準値

1,000 pg-TEQ/g 以下



4 熱の利用

ごみの焼却により発生した熱を市庁舎、総合体育館の冷暖房に利用しています。さらに市営プールと市立第四中学校の温水プールの熱源として利用し、クリーンセンター内の冷暖房及び給湯にも利用しています。



5 焼却灰、金属の有効利用

(1) 焼却灰の有効利用

可燃ごみを焼却したときに残る灰（焼却灰）は、日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント施設に搬入し、エコセメントの原料としています。このエコセメントは、コンクリート二次製品（インターロッキング等）の材料として、有効利用されています。

(2) 金属類の資源化

不燃・粗大ごみ処理施設で回収された鉄、アルミなどは、再資源化しています。

6 地球温暖化対策への取り組み

地球温暖化対策の取り組みとして、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」による地球温暖化対策計画を平成 17 年度より 5 ヶ年で実施し、操業の効率化や一部機器の入れ替えなどのソフト・ハードの両面の対策に取り組んでいます。平成 14～16 年度の二酸化炭素平均排出量を基準とすると平成 20 年度の排出削減量は約 680t となっています。

* 主な取り組み

空調設備各送風機類のインバータ制御の導入

空調設備各ポンプ類のインバータ制御の導入

焼却炉運転管理改善（3 炉運転の削減）

7 環境負荷を減らす取り組み

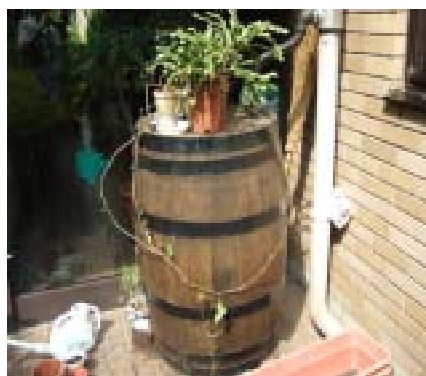
(1) 環境負荷の低減



排出ガス等の協定基準値を順守し、
できる限りの環境負荷の低減に努めて
います。

(2) 雨水利用

雨水を再使用のウイスキー樽に貯留し、
花壇などの散水に利用しています。



(3) 事務室での取り組み



リサイクルボックス

裏紙の使用や両面コピー、印刷を徹底し、
できるだけコピーする量を少なくするよう
心がけ紙の使用量の削減に努めています。

また、照明などをこまめに消し、必要の
ない時間やだれもいない部屋などは消灯し
ています。

8 環境活動

環境負荷の継続的な低減に関する知識、技術や技
能を習得できるよう研修、視察等を実施しています。
また薬品、排ガスの漏れなどの緊急事態に備え訓練
を実施しています。

火災が発生したとき、初期消火活動を行うための
自衛消防隊を組織しています。



初期消火訓練

第3章 コミュニケーション

1 環境情報の公開

(1) ホームページの開設

武蔵野市公式ホームページ内に武蔵野クリーンセンターのホームページを開設しています。武蔵野クリーンセンターの概要及び統計情報などを知ることができます。

(2) 排ガス状況表示

武蔵野クリーンセンターの北門の横に煙突から出る排ガス濃度を施設操業中は常時表示しています。表示しているのは、いおう酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、塩化水素(HCl)です。



(3) 運営協議会の開催

武蔵野クリーンセンターの操業に関して、北町五丁目町会、緑町三丁目町会及び緑町二丁目三番地域住民協議会と武蔵野市で「武蔵野クリーンセンター操業に関する協定」(協定書は資料参照)を締結し、かつ「武蔵野クリーンセンター運営協議会」(運営協議会要綱は資料参照)を設置しています。武蔵野クリーンセンターは、武蔵野クリーンセンター操業に関する協定に基づき、安全・安定的に操業しているとともに、武蔵野クリーンセンター運営協議会において、施設の運転状況、運転計画及び各種分析結果の報告を市より受け、運営状況の監視をしています。

* 武蔵野クリーンセンター運営協議会の開催は2ヶ月に一度の頻度で行われ、平成21年10月で171回が開催され、また運営協議会の広報誌(運営協議会だより)は45号を発行し、周辺約3,500世帯に配布しています。

* 武蔵野クリーンセンター運営協議会の活動内容などについては、クリーンセンターホームページ(<http://www.city.musashino.lg.jp/cms/guide/menu/m0375.html>)内にある運営協議会のページでご覧になれます。

(4) 維持管理状況の記録・閲覧

維持管理状況をまとめ、いつでもだれでもが閲覧できるようにしています。

(5) 広報

「市報むさしの」にダイオキシン類などの測定データなどを定期的に掲載しています。

2 寄せられた意見、要望

武蔵野クリーンセンターでは、地域の方々や市民からの問い合わせ、苦情については迅速な調査、適切な対応に努めています。

3 施設見学等

(1) 施設見学

施設見学は、市内小学校 4 年生の社会科見学をはじめ、市民の見学、国内外の視察など様々の対応をしております。平成 20 年度の見学者数は、1,272 人で団体数は、40 団体でした。

(2) フリーマーケットの開催

家庭内の不用品の再利用を促進することを目的として、フリーマーケットを季節の変わり目ごとに年 4 回開催し、4,344 人の来場がありました。

4 社会活動

(1) 周辺環境への配慮

周辺環境に配慮するため、工場の周囲に四季折々の大小様々 7,000 本の植栽をしています。定期的に植栽の剪定などを行い緑の保全に努めています。



5 事業のあゆみ

クリーンセンター建設の経緯

昭和46年(1971年)

杉並清掃工場建設に端を発し、通称「東京ごみ戦争」が勃発する。騒音・悪臭・ばい煙などにより共同処理を拒否され、ごみ処理場周辺住民が座り込みなどをする。

三鷹市新川で稼動していたごみ処理施設(ふじみ焼却場)は、周辺の調布市民による騒音・悪臭・ばい煙等に対する三鷹市役所への苦情が相次ぎ、市役所での座り込み、デモ行進、ついには主婦50人のピケにより、焼却場入口で武蔵野市からのごみ搬入車両が阻止されるという事態まで発展する。

この問題を契機として、武蔵野市でも「迷惑の公平負担」から、ごみ処理施設の分離独立、自区内処理に対する必要性の認識が高まる。

市議会に、「廃棄物対策特別委員会」を設置する。(市政最重点事業)

昭和48年(1973年)

「清掃対策市民委員会」を発足し、ごみ減量やリサイクル、分別収集のあり方を検討する。当時から武蔵野市は「武蔵野方式」と呼ばれる行政への市民参加を先駆的に進めていた自治体であった。

廃棄物対策特別委員会は、市内にごみ処理施設をつくる方向で事態が収拾する。

昭和53年(1978年)

後藤喜八郎市長は廃棄物基本構想によって、クリーンセンター建設用地は市営プール地に決定と発表する。

昭和54年(1979年)

市営プール地周辺の住民は、市民参加を訴え建設反対運動に発展する。

「武蔵野のごみ問題を考える連絡会」が発足する。

4月、藤元政信氏が市長に就任する。市長は清掃対策市民委員会に「どのような市民参加方式がよいのか」の具体案作成を要請する。

10月、市民委員会は、市長に「クリーンセンター建設特別市民委員会要綱案」を提言する。

12月 クリーンセンター建設特別市民委員会を発足する。

「よりよい場所に よりよい施設を」委員構成35名。委員長は内藤幸穂氏。

昭和55年(1980年)

クリーンセンター建設特別市民委員会は26回の委員会を開催し、4候補地の中から市営グラウンドを示唆する提言をする。

昭和56年(1981年)

「まちづくり委員会」を発足する。「よりよい施設で よりよいまちに」

委員構成17名。市営グラウンド周辺住民9名。委員長は寄本勝美氏。

昭和 57 年 (1982 年)

武蔵野クリーンセンター着工。

日の出町に谷戸沢廃棄物広域最終処分場着工。

昭和 59 年 (1984 年)

3 月、武蔵野クリーンセンター竣工。

10 月、本格稼働を開始。

昭和 59 年 (1984 年)

周辺 3 団体の代表と「武蔵野クリーンセンター運営協議会」を発足。

地元委員 (3 団体) 9 名。市側委員 2 名。

定例会議を開催し、運営協議会だよりを定期的に発行。

平成元年 (1988 年)

11 月、総合体育館および市営プールへ蒸気供給を開始。

平成 4 年 (1992 年)

10 月、市立第四中学校で蒸気の熱源利用を開始。

平成 8 ~ 12 年 (1996 ~ 2001 年)

焼却施設の基幹的施設整備およびダイオキシン類削減対策工事を実施。

平成 15 年 (2003 年)

3 月、市庁舎へ蒸気供給を開始。

平成 15 年 (2003 年)

10 月 1 日、プラスチック類 (資源化できない) の焼却を開始。

平成 15 年 (2003 年)

不燃・粗大ごみ処理施設の選別設備更新工事を実施。

平成 16 年 (2004 年)

11 月 14 日 運営協議会 20 周年記念事業 (エコフェスタ) を開催。

平成 17 ~ 21 年 (2005 ~ 2009 年)

施設の地球温暖化対策工事を実施。

資料

武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という）と北町五丁目町会、緑町三丁目町会および緑町二丁目三番地域住民協議会（武蔵野緑町パークタウン自治会・武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会を総称する）（以下「乙」と総称する）は武蔵野クリーンセンター（以下「工場」という）の操業に関し、つぎのとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は「武蔵野市公害防止に関する条例」の精神に基づき地域住民の健康と安全、利益と権利をそこなうことのないよう、快適な生活環境を保全し整備することを目的とし、そのために必要な措置を講ずるものとする。

（工場の規模および運営）

第2条 工場は、処理能力65トン（24時間）焼却炉3基と処理能力50トン（5時間）破砕機1基とし、甲は工場の操業に関し、つぎの事項を遵守する。

- （1）通常は2炉運転までとし、年始の運転は休止するものとする。ただし、休炉中も公害防止対策は怠らないものとする。
- （2）焼却対象ごみは、原則として武蔵野市内のごみとし、分別収集したものとする。なお、事業系持ち込みごみに対しては、分別の徹底を指導するものとする。

（公害防止対策）

第3条 甲は、工場の操業にあたり、公害関係法令を遵守するとともに、公害の発生を防止するための最善の努力をはらうものとする。

- 2 排ガス、排水、騒音、振動および悪臭については、別表に定める基準値を遵守しなければならない。
- 3 前項に掲げる基準値を超え、もしくは超えることが予想され、または環境を悪化する恐れが生じた場合は、甲は直ちに操業の短縮、操業の停止等の必要な措置を講ずるとともに、速やかにその結果を乙に報告しなければならない。
- 4 甲は、工場施設の事故、故障等が発生した場合、速やかに乙に報告しなければならない。
- 5 公害防止技術の開発がされた場合、甲はそれらの技術の導入をはかることに努める。

（ごみ収集車対策）

第4条 甲は、ごみ収集車通行による公害を防止するために、つぎの措置を講ずるものとする。

- （1）ごみ収集車の運行管理について、適切な指導を行うものとする。

- (2) ごみ収集車は常に点検整備し、排気ガス等による公害防止に最善をつくすものとする。
- (3) ごみ収集車は随時洗浄し、清潔を保つ等臭気防止対策を講ずるものとする。
- (4) 搬入路は清潔保持のため必要に応じて消毒を行うものとする。
- (5) ごみ収集車はクリーンセンター周辺道路に駐停車しないこととする。

(公害の監視)

第5条 甲は、工場の操業状況、公害防止対策の実施状況等について乙に報告するとともに、関係資料等については公開するものとする。

- 2 乙が、工場への立入りを求めたときは、甲は、工場運営に支障がない限りこれに応ずるものとする。

(苦情処理)

第6条 甲は、工場の操業に関し、住民が被害を受けまたは住民から苦情の申し出があった場合には、速やかに必要な措置を講じ、施設の改善、被害の補償等誠意をもって解決にあたるものとする。

(健康診断)

第7条 甲は、地域住民を対象に、毎年1回環境健康診断を実施するものとする。

(環境保全)

第8条 甲は、工場周辺地域の環境保全に努め、防災に留意し、緑地の維持管理に努めなければならない。

(ごみの減量および資源化)

第9条 甲は、ごみの減量および資源物の可能な限りのリサイクルについて対策を講じ、ごみ減量、資源化意識の徹底をはかるものとする。

(運営協議会)

第10条 工場の適正な運営をはかるため、甲、乙、の連絡協議機関として「武蔵野クリーンセンター運営協議会」を設置する。

- 2 運営協議会の構成、運営等に関する必要な事項は別に定める。
- 3 本協定第3条第3項および第5条第1項に定める報告は、原則として本条に定める協議会の会議において行なう。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定する。

付 則

武蔵野クリーンセンター操業に関する暫定協定書（昭和59年10月1日締結）は廃止する。

付 則

武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書（昭和62年12月12日締結）は廃止する。

この協定の証として、この証書を4通作成し、甲、乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年2月1日

甲 武蔵野市長
乙 北町五丁目町会会長
緑町三丁目町会会長
緑町二丁目三番地域住民協議会代表

別表（第3条第2項関係）

（1）排ガス

項 目	基 準 値
ば い じ ん	0.03g/m ³ 以下
硫黄酸化物 (SO _x)	30ppm 以下
窒素酸化物 (NO _x)	150ppm 以下
塩化水素 (HCl)	25ppm 以下

(2) 排 水

水 質 項 目	基 準 値	水 質 項 目	基 準 値	
温 度	45℃未満	カドミウム含有量	0.1 mg/ℓ 未満	
水素イオン濃度(pH)	5.1以上9未満	鉛含有量	1 mg/ℓ 未満	
生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/ℓ 未満	クロム(6価)含有量	0.5 mg/ℓ 未満	
		砒素含有量	0.5 mg/ℓ 未満	
浮遊物質(SS)	600mg/ℓ 未満	総水銀含有量	0.005mg/ℓ 未満	
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量	鉱油	5 mg/ℓ 未満	クロム含有量	2 mg/ℓ 未満
	動植物油	30mg/ℓ 未満	銅含有量	3 mg/ℓ 未満
沃 素 消 費 量	220mg/ℓ 未満	亜鉛含有量	5 mg/ℓ 未満	
フェノール類含有量	5mg/ℓ 未満	鉄(溶解性)含有量	10mg/ℓ 未満	
シアン含有量	1mg/ℓ 未満	マンガン(溶解性)含有量	10mg/ℓ 未満	
アルキル水銀含有量	検出されないこと	弗素含有量	15mg/ℓ 未満	
有機磷含有量	1mg/ℓ 未満	P C B 含有量	0.003mg/ℓ 未満	

排水基準の変更に伴い 鉛含有量 1mg/ℓ 未満 → 0.1mg/ℓ 未満

砒素含有量 0.5mg/ℓ 未満 → 0.1mg/ℓ 未満 に変更

平成7年2月1日より

平成10年2月16日運営協議会にて報告

(3) 騒音・振動

		単 位	基準値	備 考
騒 音	朝 夕	ホン(A)	45	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後11時まで
	昼 間	ホン(A)	50	午前8時から午後7時まで
	夜 間	ホン(A)	45	午後11時から午前6時まで
振 動	昼 間	デシベル	60	午前8時から午後7時まで
	夜 間	デシベル	55	午後7時から午前8時まで

騒音・振動基準値は敷地境界線上でのものである。

(4) 悪 臭

場 所 区域の区分	敷地境界	
	第1種区域	
悪臭物質 臭気強度	2.5	
アンモニア	1ppm	臭 気 濃 度 排 出 口 敷地境界 300 10
メチルメルカプタン	0.002ppm	
硫化水素	0.02ppm	
硫化メチル	0.01ppm	
トリメチルアミン	0.005ppm	
アセトアルデヒド	0.05ppm	
スチレン	0.4ppm	
二硫化メチル	0.009ppm	

悪臭基準値は敷地境界線上でのものである。

武蔵野クリーンセンター運営協議会要綱

最終改定 平成 17 年 4 月 1 日

1 目的及び名称

武蔵野クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに、地域住民と武蔵野相互の理解を深め、地域環境整備、福祉の増進を図るため、武蔵野クリーンセンター運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。

2 活 動

この協議会は、目的の達成のため、次の活動を行う。

- (1) 武蔵野クリーンセンター運営状況の監視
- (2) 地域住民の理解を深めるための広報活動
- (3) 環境の整備及び維持並びに福祉の増進のための活動
- (4) その他、目的を達成するために必要な諸活動

3 構 成

この協議会は、次の委員で構成する。

(1) 地元委員

吉祥寺北町五丁目町会選出委員 3 人

緑町三丁目町会委員 3 人

緑町二丁目三番地域住民協議会選出委員 3 人

(2) 市委員

環境政策担当部長及びクリーンセンター所長

4 役員の選出

地元委員の中から会長 1 人、副会長 1 人、会計 2 人及び会計監査 1 人を選出し、任期は 1 年とする。

5 運 営

運営の細目は、この協議会で協議のうえ決定する。

付 則

この要綱は、昭和 59 年 12 月 25 日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和 60 年 10 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

*案内図、問い合わせ先



問い合わせ

武蔵野クリーンセンター

〒180-0012 武蔵野市緑町3-1-5

TEL 0422-54-1221

FAX 0422-51-9194

E-Mail : cnt-clean@city.musashino.lg.jp

発行年月 平成21年10月

次回発行予定 平成22年6月

作成者 和地 稔、加藤 太一郎

発行責任者 木村 浩